

平成23年度 第3回緑のまちづくり審議会議事録

1 日 時 平成24年1月27日(金)10:00~12:00

2 場 所 市役所 本庁舎 2階会議室

3 出席者 委 員： 浅川昭一郎委員(会長)、柿澤宏昭委員、金子正美委員
富田辰夫委員、高橋裕委員、松野敏委員、山口貴子委員
山北雅宏委員、村元邁委員

北広島市：	企画財政部長	岩泉功一
(事務局)	都市計画課長	高橋孝一
	都市計画課	主査 川口弘恭
		主任 相木洋

高橋課長

それでは定刻になりましたので、ただ今より平成 23 年度第 3 回「北広島市緑のまちづくり審議会」を開会します。

本日はお忙しいところ、ご出席を頂きましてありがとうございます。

本日司会進行を務めさせていただきます都市計画課長の高橋です。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、審議に入ります前に企画財政部長岩泉より皆様にご挨拶申し上げます。

(部長挨拶のち退席)

続きまして、会議次第 3 に移りますが、会長より一言ご挨拶をいただき、これ以降の会議の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長

それでは、平成 23 年度第 3 回目の審議会を進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(会長挨拶)

はじめに、本日の審議会の成立について、事務局より報告を求めます。

相木主任

それでは、私の方から審議会成立の報告をさせていただきます。「北広島市緑のまちづくり条例施行規則」第 8 条第 3 項の規定では、本審議課の成立は委員の過半数の出席となっております。

本日の審議会の委員の出欠状況については小屋委員が仕事の都合により欠席となっておりますが、そのほかの委員は出席しており、委員 10 名中 9 名の出席となっております。

したがいまして、過半数以上の出席でありますので、本日の審議会は成立している旨をご報告申し上げます。

会長

ただいま、事務局より本日の審議会が成立する旨の報告がありましたので、会議を進めさせていただきます。

続きまして、「議事録署名委員の指名」ですが、私の方から指名させていただきますと思います。

本日の議事録署名委員は「高橋委員」と「松野委員」にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第 5 の審議事項について、事務局より説明を求めます。

高橋課長

それでは私の方から、説明する前に資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認をする。)

第 1 回審議会を昨年 10 月 14 日行った時には、平成 16 年に作りました緑の基本計画の見直しを当委員会に市長より諮問をさせていただきました。第 2 回審議会を 11 月 11 日に行いまして緑の基本計画の第 5 章、第 6 章の変更する部分を説明させていただきました。本日は、前に戻りまして 1 章から 4 章ま

での変更する部分を説明いたしまして、次に審議委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。北広島における今後の緑のあり方、緑がどうあるべきかというご意見をいただき、計画書の中にどう織り込んでいくかということの参考にさせていただきたいと思います。資料につきましては担当から、後ほど説明いたしますが、冒頭では、前回の審議の経過について説明いたしますのでよろしくをお願いします。

川口主査

それではご説明いたします。まず前回の審議内容におきましては、第5章、第6章の変更内容についてご説明いたしましたが、このことにつきましては審議委員の皆様からいろいろとご意見をいただきました。その原因として、いきなり各施策の細かい部分をご説明したことがいけなかったかと思います。今までの基本計画でいいのか？あるいは少し変えていかなければいけないのか？という部分を最初に議論いたします。1章から4章を説明いたしまして、その中で今後どうすべきかというご意見を出していただいて次回の検討としたいと思います。修正すべき内容を簡単に言いますと、お渡ししました資料の内容となっております。それではまず緑の基本計画素案の1章から4章についてご説明いたします。(資料について説明する。)

会長

ありがとうございました。ご質問ございますか？

委員

前回は生物多様性の問題、鹿の被害、ニセアカシアの問題、外来種の駆除の問題を発言いたしましたが、渡されました資料には具体的に反映されていないように思うんですが、どのご判断されていますか？

高橋課長

事務的な表現部分を直しております、全体部分については直してはおりませんでした。また生物多様性については、実態を正直に話しますと現実的な動物調査、生態調査、全域的な環境調査は、必ずしも十分でない状況がございます。それで総論的な表現となっております。このことが今後の課題としては十分認識はしていますが、全体的な生態調査を踏まえてからの緑の配置方針になるのかと思っています。それから、外来種については街路樹のことでありますが、北広島団地にあります緑陽通沿いの街路樹が、平成18年における台風で大部分が倒木になり、その時に街路樹だった外来種のニセアカシアが多く倒れたことから、外来種でないサトウカエデに樹種を替えていくことをしております。そういったことについて、どのような表現で基本計画書に書き込めるか、後ほどご意見を賜りたいと思っております。

委員

その新しい調査に予算を立ててやればよろしいんでしょうが、財政的には難しいところがあるかとは思いますが、それでも考え方として、きっちり外来種の問題、生物多様性の問題等を言葉としてきちっと書いた方がいいと思って

います。

それから生物の移動に関しては、前回に申し上げたんですが13ページに「野生生物の移動空間を確保するため」といった文言が入っています。確保したら鹿がここに入って来ますね。どうしてこんな表現になったのですか？ある面を確保するのも大切だろうし、ある面はストップさせないといけませんね。このままいくと野幌森林公園の方に、どんどん鹿が今は入ってきて大変なことになってしまうかと思うんですが…。

高橋課長

この件につきましては、前回の基本計画を作った時にどのような理由で入れたのか、整理しないといけません。高速道路などの大規模道路によって、森林区域を分断する場合には、動物の通路を配慮している部分もあるんですが、現実的に鹿は、道路に出てきて車と衝突するという事故も年間数件をございます。それからアライグマの問題、クマの問題もございます。このあたりが計画書では確保するという文言は書いていながら、実態としては全体把握がされていない部分もあって、総花的な表現になっているのかなという気はします。

会長

ただ今のご意見につきましては、この修正案については今の時代にあったような書き込みがされていませんね。ですから、次の議題において皆様のご意見をいただき本文のなかのどこに書き込みできるか分からないですが検討していただく考えということでしょうか？

実際、野生生物の移動については問題も生じていますね。実際に、委員のいらっしゃる大学で鹿の調査については、取り組んでいますね？

委員

調査によると、高速道路の2,3ヶ所を渡っている事例があります。

委員

いいですか？野生生物の移動の制限を具体化する時に、例えば鹿についてはこんな問題があること、また、一方では配慮をしないといけないこと、その両方を考えていくことが必要かと思えます。

会長

ほかに、ご意見ありますか？どうぞ。

委員

具体的な話ではありますが、富ヶ岡の植樹地の近くまでに鹿が来ていることを確認しています。また、個人的な話ですが、(里見町にある)我が家に黒テンがきてバードテーブルのエサを食べています。どこに生息するのかわからないので、小さくても連絡通路があればいろいろなところを行き来できるはずで、そうしないと、だんだんと絶滅するのかなと思います。今は鹿の害は顕著でこれはもう大型の害獣のような感じがしますが、それ以外の小動物の場合は、黒テンのようなものは貴重な生き物かと思えますので、道路とかを広域的に移動できるものが部分的にあればいいかと思えます。

委員

緑づくりの基本方針が5つありますね。4つが配置で、1つが制度になっていますね。5つ目にある制度は独立していて、前に4つある配置に係る形になっていますね。そこが分かりづらいような。例えば5章の施策の体系に関して基本方針1～5と順番に来て、5番が独立して施策の体系が書かれていますね。この中の参加連携については、4章や2章に係る内容かと思しますので、書き方としては5番目にある制度が単独ではなく、北広島市の緑の全体の配置や緑づくりをすることの関連性があった方がいいのかと思います。5章にある施策体系を見ると制度だけが独立して、参加関係が2つしかないように見えてしまいますので、その辺は考えられた方がいいかと思います。前に戻りまして、この制度、参加連携のことは、環境保全のところで協働でつくろうというような方針が出ていると思います。レクリエーション系統にも、連携というような話が関わっていますし、防災についても、景観形成にしても、地域住民の方と一緒にというような話がありますので、基本方針5が基本計画の1章～4章のいろんなところに係る話だということがよく読めば分かりますが、この体系表を見ると孤立して見えてしまうので考えられた方がいいかと思います。

会長

問題として施策がかなり限定されたものを言っていることもしませんかね？

委員

施策は限定されたことであってもいいんですが、ただ基本方針は全体に係る方針なので、この関係は分かるようにした方がいいかと。

会長

それであれば、多分施策のところに線を入れる等、表現の仕方を工夫するようなことを考えるといいかもしれませんね。

高橋課長

貴重なご意見をいただきありがとうございます。全体に係る体系の表現方法は検討いたします。

委員

素朴な質問で申し訳ございませんが、北広島住宅団地の周辺には、我々から見れば貴重ではないかと思われる動植物、特に水芭蕉の群生地が住宅団地の緑地指定された中にあります。部分的であっても、貴重な緑の財産の保全や観賞という利用ができますので、緑の地区の位置づけを条例なり要綱などで指定することができないのかと思い意見いたしました。

高橋課長

緑地の保存に関しての考え方として、平成16年に基本計画をつくったときは風致地区の指定、それから市の条例などにおいて保全していく考えでした。指定することによる強制力は風致地区指定が一番強いんですが、現実的には北海道では札幌市しか風致地区はございません。なぜできないのかという話としましては、北広島市内にある森・森林については現状有姿分譲地、土地の所有

者が細かく分かれた山、森といった樹林地がすごく多いんです。それで風致地区を指定するときに、その土地の地権者の同意をいただく必要があります。指定により木を切ったり家を建てたり造成したりするときには、制限がかかるんですが、全ての地権者との同意をとることが難しい問題があります。現実的には札幌市は昭和の時代に風致地区の指定しておりますが、平成になってから風致地区はやり切れてないということが現状でございます。それで私どもとしては、市の条例で緑保全地区を指定するということもできますので、細かく分かれていない現状有姿分譲地ではない土地で、保存すべき豊かな緑地として、例えば大曲東小学校の裏の森の土地については個人、企業が持っている大きな塊がございますので、何とかして市の条例よって指定をしたい考えです。そのほかに札幌恵庭自転車道の途中に学習の森という緑地があるんですが、その原始河川沿いにミズバショウがあるんです。市の公園として保存というより最低限の散策路をつけて観賞できるようにしています。ほんとにこういういいところがあれば保全とかは考えたいです。

会長

今の件につきましては、次の次第2におけます「今後の緑のあり方」にかかわる問題でございますので質問につきましては、また戻っても結構ですので2番目の「今後の緑あり方」につきましてご説明いただけますか。

高橋課長

それでは本日のメインテーマでございます。今後の緑あり方についてですが私どもの方では4つの柱、4つのテーマについて分けて議論する形にいたしまして、「緑の保全」「緑を創る」「緑を育てる」「市民協働のあり方」の4つのテーマに分けて議論したいと思っております。北広島市の緑について、もう一度振り返りますと、緑の総量の部分について北広島市は全国レベルでも都市公園等の緑率については上位にあります。公的な緑地部分については上位ランクにあるんですが、民有林の伐採の歯止めが現実的には難しいということから平成32年には農地が減って、民有林は林地開発等によって減っていく推測をしております。現在の緑量から約96haぐらい減る予測です。これをどうやって食いとめていくかということがございます。将来人口の予測では、当初は7万2000人でしたが現実には6万1502人に減る予測ですので、減った数字で割り算をしますと1人当たりの緑量は増えます。だからといって増えるといった意識ではなく、減るという意識ではあります。このあと議論いただきたいんですが、緑を守ることを重く見て、創る育てること、量じゃなくても良質な緑をどう守っていくかということ、生物多様性の問題についても、議題の中に細かく書いていませんが、そんな議論もいただければと思っております。率直に4つの柱を含めて、北広島市の緑についての皆様のご意見をいただき、そのご意見をまとめて、次回は整理して説明しまして基本計画を作り上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長 　では、1番～4番の順番でご意見をいただければと思いますがどうでしょうか？

私から緑の総量に関して申し上げたいことは、民有林と農地の減少で総量が減ることはある程度止む追えないところであろうかと思えます。そのために、例えば市街化区域の中については減らさないとか、何と言いますか積極性が見えるような目標があった方がいいのではないかと思います。もうひとつは、質的な向上をどう計るかです。それらであろうかと思えます。

委員 　今のご意見に関連しまして、緑が多少は減ることはしょうがないことですが、会長のおっしゃったこの場所を必ず守らなければならないとか、北広島市全体の緑の保全を考えた場合に、ここが減ると困るここは何とか残したいという場所を北広島市の中で提案して、絶対にそこに関して守るという全体の対策がないと、個別の施策でやるのは難しいと思えます。そういった方面からちょっと考えた方がいいのかと。

会長 　生物多様性については先ほどからいろんな意見が出ておりますのでさらに付け加えることがございましたらお願いします。

委員 　多分それを私たちが話し合うと思うんですけど、北広島市としては野生動物をどのようにする気持ちでいるというか？守りたいのか駆除したいのか？

高橋課長 　私より委員のほうが専門家ですから、おっしゃられている守るべき動物と、いわゆる外来種だけではないかと思えますが、害を与える部分をいろいろと整理整頓したうえで守るべき部分とそうでない部分を判断する。動物が通るようなツールをつくってもいいという議論も片方ではありますしそうはいいながらアライグマとか持ち込みの害獣も増えて、現実的には自然の生体が壊れているという現状もありますので、その辺を少し専門家の委員と相談しながら、また環境の基本計画をつくっている環境部署と相談しながら書き込みしたい考えです。

委員 　その方向性自体は載せないとだめかと思うんです。何となくうやむやで終わってしまうよりは、市がこういうふうに考えていますよ。また市民にお知らせをしなくてはいけないと思うので宜しくお願いします。

委員 　生物多様性という文言。また保全をするということはきちっと書くべきだと思うんです。今、委員がおっしゃった「守るべきは守る、駆除すべきは駆除する」という形で何でもかんでも生き物はすべて大切にしましょうというようなことではなく、きちっと管理をしていくという考え方が正しいんです。いままで野生動物は守るということで、その対策を環境省が所管するんですが、その

場合は保護区をつくるとか、地域を指定するなどの対策をとるんです。実際にアライグマ、エゾシカの問題は駆除しなくてはいけない。しかし駆除するときに農業被害が出たら農林省ですね。だから、市役所だと農政課とかということになりますね。その管轄の予算でいろいろ動くことになるんでしょうが、環境省として対策をとるための予算といいますか、事業費をもっていません。だから環境部門で予算化することが難しいといった問題があります。だから除去するためのフェンスをつくることや、道路にバリア等を何かつくるというインフラ整備しようとする、環境系の事業じゃなく都市計画、土木とか建設に予算組みをしないと動けないんです。野生動物の問題をすぐに環境部局の中に政策として入れるのはかなり厳しい問題もあるので、まずは方が考え方としては、国で言えば国交省系の公共事業を扱うところの考え方をまず示すべきかと思うんです。一番お金がかかるのは駆除するとかコントロールするということなんですよ。それに対する考え方をこの計画の中にも盛り込んだ方がいいとは思っています。

高橋課長

本市の環境基本計画によりますと、外来種として駆除しなければならないのはアライグマ、アメリカミンクです。昔、輪厚にミンク工場があったことから、今は、野生化していてすごく繁殖しています。また、野幌原始林にアライグマは来ていますから、それを駆除しなければいけないことをさらっと書いてあります。それから、レッドデータリストですとか外来生物法に基づく特定外来生物リストがありますが、市内全体の把握はしておりません。道路なり土地の造成をする時に部分的な生物調査を行った程度のデータしかありません。例えば、輪厚の工業団地造成に係る調査で分かったことですが、輪厚川の周辺にキタサンショウウオがいます。また、大鷲がいることも部分的な情報ではあるんですが分かっております。北広島市全域の生物の生態はつかめていないです。専門の委員と相談して基本計画の記載内容について検討したいと思います。

委員

そうしましたら、資料 13 ページの「野生生物の移動空間を確保するため」の文言ですと本当に守ることになりますね。やっぱり委員のおっしゃったコントロール、または駆除を含めた書きの方が良いかと思うんですが。今の書き方だと、「野生生物を全部守るよ」と捉えてしまうので「コントロール」とか、そういった文言に変えた方がいいのかと思います。

会長

この 13 ページにあります「配置に関するネットワーク」というのは野生動物だけではなくて、いろんな意味でのネットワークの重要性を言っているわけですので野生動物に関しての生物多様性とかかわり度どうすべきかというのはちょっと別なところで書いてもいいのかもしれない。その辺はまた検討してください。

委員

2番の緑をつくる、3番の緑を育てるに係る質問ですが、公園などが増えたことは今までの説明でわかりましたが、将来の緑を守るために緑を残すことにまたは、減少を食い止めることに力を入れています、緑を生産することは考えていないのですか？また、北広島市内の保安林の面積は、おおよそいくらですか？

高橋課長

今後の緑のあり方を考えたときに、緑の総量の減少を食い止めるというのは大事ですが、増やしていくことは現実難しいと考えています。先ほど委員からも言われました身近な公園、身近な緑、守るべき緑については他市と比較すると、都市公園が抜群に多いんです。公園のリニューアル事業もこれからは進んでいきます。リニューアルにおいて、遊具をなくすということに合わせて、植樹とかベンチの整備等で、緑づくりということが入ってくるかと思っています。身近な緑については、今は多いんですが今後も守っていくといった考えです。街路樹では、道営北広島団地の街路樹の景観、北進通りのプラタナスについては好評ですが、それ以外は樹種が定まっていないことで、いろいろとご批判もごさいます。先ほど言いましたニセアカシアが倒木したものをサトウカエデに替えている事業もあります。稲穂通はハシドイを植える等、少しずつではありますが緑事業を行っています。今後はエコの問題でもありますが、木を伐採して放置しているという現実もごさいますから、リサイクル、緑の循環を進めていくということが、今後必要になってくるかと思っています。街路樹の剪定木や草刈りをした草を産廃として捨てていますが、その部分をヤード化してリサイクルをしたり、腐葉土、ペレット、チップ材にして再利用することが、今後重要になるのかと思っています。

委員

公園とか小さな面積での、緑の生産ではなく、市で森林とかありますので大きな面積での緑の生産することの方向性を聞いていました。間伐とか植林をして森林を増やしていく方向性についてです。

高橋課長

答えが1つ抜けておりました。国有林というか保安林の関係でございましてご説明いたします。保安林は何種類かの保安林種類目的別にございまして。北広島市の部分については基本的に3つあります。西の里の学習の森、5.72ha それから仁別の部分592.45ha 合計で598.17ha 約600ha が水源かん養保安林法律上1号保安林と言われるものです。それから2番目としてはですね土砂崩壊防備保安林2号というのがありますが、これは山手町とか北広島団地のがけ地部分が指定されていまして、2カ所ございまして5.15ha それから風から守る防風林防風保安林と言われる第5号ですが、これは東部地区の農地の方に道路に併せて帯状になっている部分でございまして、これが3カ所ありまして8.48ha 合計しますと、全部で611.8ha となっております。

また、市役所に林務課は何十年前まではあったんですが、森林組合というの

も大分前に解散して林業を生計している人々もいない状態です。

委員

今のお話にかかわるんですけども、別に生産をしなればいけないことではないと思います。もし森林を再利用できる選択肢があれば、事業者がいなくてもできるのではないかと思います。骨格なる森林部分はかなり市が持っているかと思いますが、森林の管理するマスタープランみたいなものが今のところないような気がしています。例えば仁別・三島の森に関してマスタープランがないままかと。治山事業という事業が先だった面があって、それでもいいと思うんですが、この森を最終的にどんな森にする、あるいは市民が参加するかたちに持っていく、そこをどんな方で活用する、森林を生産するとか、そういったものをそれぞれの場所につくっていくという作業がこれから必要となってくるのかと。今までは確保するということが大事だったんですが、確保したものをこれからどうやって管理をして、その質を維持して行くという方向で考えていく必要があるかと思っています。

会長

ありがとうございます。

高橋課長

今の件につきましては、マスタープランといった考え方はございます。三島の森は買ったときは、いろいろあったんですが最終的な水源涵養保安林に指定しました。森林の整備事業費については、予算的な部分があって北海道の治山事業で整備しました。

富ヶ岡の森は、市民の森として森林を育てる方針です。市民の活動フィールドとして使っていく方針ですが、緑化センターの問題や全体的なマスタープランがきちっと整理されていない部分があります。ただ、森林を買い増やすだけでなく、きちっと整理整頓していない部分もございます。委員のおっしゃるように同じ森でも色分けすることが必要かと思っています。

委員

森林を市で購入してふえてきていますね。それから富ヶ岡の森では市民植樹祭で、緑がどんどん増えている現状ですから、先ほど事務局から話が出た伐採した木材を活用する方法を考えてはどうかと思います。ただ植えて育てるばかりではなく、いろんな活用方法を考えるべきかと。緑を育てる。育てたら次には、整備をしなくてはいけない。そうするといろんな木材が出てきます。それらの活用方法として、穂別町ではペレットを作っています。去年、私は施設を見学しました。施設を穂別町でつくって、ちょっと障害のある方も作業していたり、そして町の施設、庁舎とか学校で燃料としてペレットを使っていました。木材をペレット化することは、いろんな自治体が工夫してやっていますので北広島市もそれ以外のことも含めて活用方法考えてみてはいかがでしょうかと思いました。

委員

そもそも、北広島市緑の基本計画についてよくわかってない素人として、一市民の代表の意見として、幼稚ですが、その幼稚な一市民の希望をちょっと言わせてもらおうと、今後の緑のあり方について保全もつくるも育てるも行政側の話であって、市民としてはこの緑を感じたというのがすごくあると思うんです。ただ、それをここに言えるかどうかと言うのはきっと入らないだろうと思います。例えば千歳の競技場の周辺には、チップが敷いてある遊歩道が沢山あって、そこを歩くと山野草があったり、リスが歩いていたり、野ネズミみたいなウサギがいたり、それを見ながら歩くことが私は好きですが、そういったところが北広島にあるのか分からないですし、つくっていただいた緑を市民が体験して欲しいんです。基本計画にどのように入れることがわからないんですが、もっと近くで緑を感じたいという意見はたくさんの市民の気持ちですので一言いわせていただきました。

委員

やはり北広島市のイメージとしては、緑豊かなまちづくりということで緑と花ですね。その花ということが浮かぶんですよ。「仁別の山を買った。」「どこかの山を買いました。」たしかに、後世に緑は残りますが、今、時点の市民はどのようなイメージがあるだろうかと思うと、景観的な要素からで、緑といえば花が出てくると思います。平成13年の緑の基本計画のワークショップのときも緑についての意見が出た時に、私は「いや違うよ。緑はやっぱり花も添えて初めてのまちづくりってなるんですよ。」と話したことから緑を育てる花づくり事業を行って、都市整備課では花のまちコンクールを含めて私たちの会を支援してもらっています。北広島のまちづくりとしては、緑だけでなくその景観的要素を含む花もアピールというか運動活動していくようにしていただきたいと思います。私が言いたいのは美しいまちづくり、もっと花と言う事を入れていただきたいなと思うんです。美しい町づくりに力を入れていただきたい。恵庭あたりは、花の何とかといった課があります。他市町村でも花による美しいまちづくり・景観づくりに力を入れているところもありますので北広島もぜひ…。今日はあり方ですからそういう要望、希望ということで意見を述べさせていただきます。よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございます。北広島市の市民の皆さんの努力で随分、花の方でも知られるようになってきましたので、これをさらに発展させて一つの大きな魅力としてアピールできるように、ぜひ考えていただきと思います。具体的な取り組みについてもいろいろとご意見をいただきながら検討して欲しいと思います。

委員

何度も発言させていただきました失礼しますが、昨年12月27日に審議会会長あてに意見を提案しております。これは富ヶ岡市民の森の保全、あるいは整備について10ページにわたって細かく項目を挙げて提案をさせていただ

ています。これは私の思いとしまして先ほどの委員の先生方からいろいろとご意見できるものを全部入れたような思いで提案しております。私自身は5年間そこで作業をしていまして思ったのは、この場所はばらばらと区画されていて規模も小面積で入口も1カ所しかない制約がございます。しかし、隣接地を購入もしくは借りることにより広い土地を整備する。その広い土地と北広島団地とをつなげるフットパス遊歩道といったものを手造りで、それをボランティア団体と行政と一緒に協働で作ら上げる構想などを述べております。

しかし、その相談する窓口が計画は都市計画で管理は都市整備課とかで定まっています。それで、緑の基本計画に、この構想を入れていただければ富ヶ岡市民の森構想が進むかと思い提案いたしました。

会長 ほかには何かありませんか？はいどうぞ。

委員 意見といいますか、今の意見に補足ですが、私は市民参加条例策定委員をやらせていただいて北広島の市民参加条例をつくったメンバーの一人でした。そのときにまさに委員のおっしゃった「町は町の一人一人がつくる」ということで、行政が主導でもない、役所が主導でもない、町のことは町に住んでいる人、町に働きに来ている人がつくるという考えが根本となって作った条例でしたが、今のところそれが全然生かされていないという歯がゆい思いがあるんですが、この緑のことにしても本当は最初からこういうたたき台もなくみんなでつくっていきたい気持ちでいたんですが、そうするとお金とかかかるからできないんでしょうが、本音を言えば委員がおっしゃったようにそこに住んでいるまちの人一人一人がここに公園つくりたいとかここにこんなものがほしいというところからスタートしてでき上がっていくのが本当のその緑のまちづくりのこの方針じゃないかなと思っているので、そのところの市民の意見を吸い上げるといふ場、市民協働でできないのかと。市民の皆さんはどうせ市役所がやってくれるって考えている人がまだ多いんですが、自分たちの住むところは自分たちでつくるんだ、自分の払った税金は自分のお金だから自分たちのいいように使っていていいんだというふうに変えて自分たちでこの緑をつくって守って触れていくという市民になればいいなという希望というか、そんな意見があります。

会長 まさに、おっしゃる通りかと。ただ、緑の基本計画において具体的に、そのことをどのように推進するかと…。

高橋課長 市民参加とか市民協働ということは、以前からいってありましたが現実には進んでいるのかと思っています。例えば公園を作る時にはワークショップ方式で行っています。だから、市民の意見を聞きながら、市民参加、特に近くにいる方、利用する方々の思いを聞き作っております。ただ、市民協働が一番難し

いのが先ほど委員からもおっしゃられました、いろんな活動をするための費用のフォローアップですね。全部手弁当で材料から何でも、そろえるというのは現実的に難しいので、公園管理については里親制度アダプトプログラムといいまして地元の町内会等に管理をしていただき、費用について、草刈機とか苗とか原材料を支給して、協力していただくかたちで少しずつではあるんですが進めてきています。ただ一番問題なのは、市民の輪が広がらないということです。高齢化により街路樹の球根を植えることさえ、やり手がない、若い人が少なくお年寄りが増えているという現実もあります。ただ現実、緑事業に総論は賛成ですが、予算になると最初に削られます。道路が大切で街路樹の補植なんて10本くらいできる程度の予算しかつきません。そのため、後回しになるのが現実です。

委員

ちょっと反論ですが、よろしいでしょうか？

西の里に公園をつくるときにたしかにワークショップはやったんですが結局市民まで、ワークショップをやる情報が行かないままでした。連合町内会長に話が行き、自分の息のかかった事務局には参集をかけるんですが、実際に公園を使う子供たちの意見聞く、母親の意見を聞くのかと思ったら、知らないままで…。いつの間にか、あずまやができてしまう。そういうことがあったので、ワークショップのお知らせは回覧版でみんなにお知らせして、出欠は個人の自由ですので、ただ今までのやり方では、出席者は連合町内会長さんを含めて皆さんお年寄りですから、その人達の意見になって「あずまやがあったらいい」「ベンチがあったらいい」ばかりになってしまいます。みんなの公園だからみんなの意見を聞かなきゃいけないのに、こんな事実なのに行政は「何月何日にワークショップをやりました。」「市民の意見聞きました。」「みんな意見を聞いた公園です」と言っていますが、実際がそうではないということをご言うことはないんですけども、ワークショップがそういう現状であるということも知っていただければ、少しは変わって、みんなの意見が反映されるかなと思います。

会長

おっしゃられるよう市民参加のかたちになっていても、実際はそうではないということもあろうかと思えます。やはり原点に立ち返って、いろいろなやり方を考えていくことも必要だろうとございます。そのほか今日の意見を次回に整理をしてどういう形でこの基本計画の中に組み込めるのかというようなご提案をいただくということでよろしいでしょうか？本日の審議事項につきましては以上で終了いたします。次に次第6番その他について事務局からお願いいたします。

川口主査


ごくろうさまでした。次回のまちづくり審議会ですが、第4回になります。審議内容につきましては、今日の意見をまとめた最終の新旧対照表をご提案さ


ていただきと考えております。開催時期につきましては、2月24日ぐらいを
考えておりました委員の皆さんのご都合を、会場の都合もありまして本日お聞
きしたかったのですが。

会長

2月24日金曜日に次回は決定してよろしいですね。当日出席できない委員
からは生物多様性を始めいろいろ御意見をいただいていたので、事務局で
個別にご提案内容について話し合いを持たれてください。

○ 議事録署名委員

氏名	松野 敏	
----	------	---

氏名	高橋 裕	
----	------	---